

大分総合庁舎(仮称)整備基本計画策定等業務委託
公募型プロポーザル
回 答 書

番号	実施要領上で該当する項目	質問内容	回答
1	実施要領 4. 審査に係る手続き等 (6) 審査(プレゼンテーションとヒアリング)	プレゼンテーションの説明時間の想定があればご教示ください。 また、提案書をパワーポイントで投影し説明することは可能でしょうか。 その際、貴市にてモニター及びHDMI ケーブルをご用意いただけるという認識でよろしいでしょうか。	応募者による説明(プレゼンテーション)の時間は15分程度を想定しています。 提案書をパワーポイントで投影し説明することは可能ですが、審査日前々日(開庁日)までにデータを事務局に提出してください。(提案書として提出したPDFファイルで説明を行う場合は別途提出する必要はありません。) プレゼンテーションに必要な機材については、モニターやHDMIケーブルに加え、パソコンも含めて事務局で用意します。
2	実施要領 6. その他 (2)本業務に係る工事の制限	PFI 事業又はD B O 方式等の民間活力を導入する事業として選定された場合は参画することはできないとなっていますが、従来方式に決定した場合は、製造業者、建設業者または設計事務所等は参画することは可能という理解でよろしいでしょうか。 また再委託先及び協力先企業についても同様に参画することは可能という理解でよろしいでしょうか。 (例: 什器メーカーなど)	従来手法により発注した場合も、PFI事業又はDBO方式等による場合と同様に、再委託先及び協力先を含めて、当該事業を実施する民間事業者の選定に応募又は参画することはできず、応募又は参画しようとする民間事業者のコンサルタント等になることもできません。
3	仕様書 4. 今回委託する業務内容 (1)施設条件の検討	「施設条件」に関する提案内容を検討するために、令和6年度に実施された「(仮称)大分総合庁舎施設整備PFI等導入可能性調査業務委託」の報告書を提供いただけますでしょうか。	報告書を提供することはできません。
4	審査基準 (補足)客観的評価について ウ. 業務責任者(本業務全体を統括する立場の者) エ. 業務担当者	客観的評価基準について、業務実績が1件未満は0点の評価点となっていますが、1件の業務実績の場合の得点をご教示ください。	審査基準を以下のとおり修正します。 ウ. 業務責任者(本業務全体を統括する立場の者) ②業務実績 1件以下:0点 エ. 業務担当者 ③業務実績 1～2件:1点、0件:0点
5	様式4-2 担当者実績調書	保有資格証の写しの提出は責任者のみで担当技術者の保有資格証の写しの提出は不要と理解でよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
6	様式 様式6 提案書	提案書の枚数の指定や制限はなしとの理解でよろしいでしょうか。	枚数の制限は設けていませんが、分かりやすい表現で簡潔に記載してください。
7	様式6 提案書	提案書について、枚数の制限や規格の制限はないという理解でよいでしょうか。	枚数については、番号6の回答のとおりです。 規格については、A4版のみとします。

※実施要領上で該当する項目は、事務局にて一部修正しています。